（削る）

（農林水産大臣の指定に係る手続）

第十九条　特例一時金政令第六条第一項の農林水産大臣の指定は、存続組合が農林水産大臣に提供する被承継農林漁業団体又は組織変更後農林漁業団体（次項において「指定対象法人」という。）に係る組織変更その他の権利義務の承継についての情報に基づき行うものとする。

2　存続組合は、前項の規定による情報の提供をするため、必要と認める場合は、被承継農林漁業団体等に対し、登記事項証明書、定款その他の指定対象法人が前条第一項各号に掲げる要件に該当することを証明する書類を提出させることができる。

第二十条・第二十一条　（略）

（特例業務負担金の前納）

第二十二条　旧農林漁業団体等は、前二条の規定にかかわらず、存続組合の承諾を受けて、特例業務負担金の一部を前納することができる。

2～5　（略）

（前納負担金の納付方法）

第二十三条　（略）

2　（略）

3　前納負担金の額が前納期間に納付すべき特例業務負担金の合計額に満たなくなった場合には、当該満たなくなった月以後の特例業務負担金については、第二十条及び第二十一条の規定による。

4　（略）

5　前条第一項の規定による特例業務負担金の前納を行った旧農林漁業団体等がその後第二十六条第一項の長期前納の申込みをしたときは、前納開始月（第二十五条第二項に規定する前納開始月をいう。）以後の月分に係る前納負担金を還付する。この場合において、当該前納開始月以後に納付すべきこととなる各月の特例業務負担金については、第二十条及び第二十一条の規定による。

第二十四条　（略）

（特例業務負担金の長期前納）

第二十五条　（略）

2～6　（略）

7　旧農林漁業団体等は、長期前納対象期間に第二十二条第一項の規定による前納を行うことができない。

第二十六条・第二十七条　（略）

（旧農林漁業団体に対する農林水産大臣の指定の特例）

第四十七条　旧農林漁業団体は、特例年金政令第五条第二項の規定の適用については、同項の規定による農林水産大臣の指定を受けた法人とみなす。

（農林水産大臣の指定を受けようとする場合の申請の手続）

第四十八条　特例年金政令第五条第二項の農林水産大臣の指定を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書に当該法人の登記事項証明書その他の当該法人の設立等を証明する書類を添えて、存続組合を経由して、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所

二　代表者又は発起人の氏名

三　指定を受けようとする理由

四　旧農林共済法第一条に規定する法人との関係の概要

2　第四十六条第一項第二号の要件に該当するものとして特例年金政令第五条第二項の指定を受けようとする法人は、前項の申請書に次に掲げる書類を添えなければならない。

一　定款

二　第四十六条第一項第二号の要件に該当することを証明する書類

三　事業計画の概要を記載した書類

第四十九条・第五十条　（略）

（特例業務負担金の前納）

第五十一条　旧農林漁業団体等は、第四十九条及び前条の規定にかかわらず、存続組合の承諾を受けて、特例業務負担金の一部を前納することができる。

2～5　（略）

（前納負担金の納付方法）

第五十二条　（略）

2　（略）

3　前納負担金の額が前納期間に納付すべき特例業務負担金の合計額に満たなくなった場合には、当該満たなくなった月以後の特例業務負担金については、第四十九条及び第五十条の規定による。

4　（略）

5　前条第一項の規定による特例業務負担金の前納を行った旧農林漁業団体等がその後第五十三条の三第一項の長期前納の申込みをしたときは、前納開始月（第五十三条の二第二項に規定する前納開始月をいう。）以後の月分に係る前納負担金を還付する。この場合において、当該前納開始月以後に納付すべきこととなる各月の特例業務負担金については、第四十九条及び第五十条の規定による。

第五十三条　（略）

（特例業務負担金の長期前納）

第五十三条の二　（略）

2～6　（略）

7　旧農林漁業団体等は、長期前納対象期間に第五十一条第一項の規定による前納を行うことができない。

第五十三条の三・第五十三条の四　（略）